

## 岩手県体操協会 コンプライアンス規程

### コンプライアンス委員会

#### (目的)

第1条 この規程は、岩手県体操協会（以下「本会」という）におけるコンプライアンスについて定める。

#### (定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等（行政上の通達・指針等を含む）および社会的規範としての倫理の厳守をいう。

#### (経営方針)

第3条 本会の役員並びに登録競技者は、コンプライアンスの遵守を経営方針の最優先事項と認識して、業務の推進に当たるものとする。

#### (役員および登録競技者の責務)

第4条 役員および登録競技者は前条の方針をふまえ、法令等を厳守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

#### (役員および登録競技者の禁止事項)

第5条 役員および登録競技者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の役員および登録競技者に対して法令等に違反する行為を指示又は教唆する行為
- (3) 他の役員および登録競技者の法令等に違反する行為を黙認する行為

#### (利益相反義務)

第6条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

#### (コンプライアンス委員会)

第7条 本会は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

#### (組織)

第8条 委員会は委員長1名、副委員長2名、事務局長1名、事務局次長1名及び委員若干名を常任理事会にて選出する。

2 本委員会の委員長が不在または事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職を代行する。

#### (対策委員会議)

第9条 委員長は、必要に応じ、対策委員会議を開催することができる。

2 対策委員会議の構成員は、会長、副会長（コンプライアンス担当）、コンプライアンス委員長、副委員長、事務局長、事務局次長とする。

(開催)

第10条 委員会は、原則として、年に1回開催する。ただし、第2条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(議事)

第11条 委員会は構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て委員長が決定する。

(事務局)

第12条 委員会の事務は、事務局が行う。

(相談・通報)

第13条 役員および登録競技者は、第5条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかにコンプライアンス委員会に通報しなければならない。

(処分等)

第14条 本会は、委員会の審議に基づき、第5条に違反した役員および登録競技者を処分に付する

2 役員および登録競技者は、次に掲げることを理由として責任を免れることはできない。

(1) 法令について正しい知識がなかったこと

(2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと

(3) 本会の利益を図る目的で行ったこと

(通報者保護)

第15条 本委員会は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

(事前相談)

第16条 役員および登録競技者は、自らの行為や意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員長又は事務局や委員に相談しなければならない。

(教育研修)

第17条 役員および登録競技者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第18条 コンプライアンス委員会に関する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を経て実施し総会に報告する。

令和7年4月19日制定

令和7年4月19日施行